

さいたま市電気自動車充電設備導入事業
事業者公募要領

1. 事業の目的

さいたま市では、地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出量を削減するため、市民・事業者・行政の連携・協力により、各部門からの温室効果ガス排出量を2050年度までに実質ゼロを目指しており、運輸部門における脱炭素化の取組の一つとして電動車の普及に取り組んでいる。

この取組の一環として、本事業では事業者との連携により、公共施設等における持続可能な充電インフラ環境を構築し、電気自動車（EV）の普及を通じた運輸部門の脱炭素化を図っていくものである。

本要領は、さいたま市と連携して本事業を実施する事業者を公募する上で、必要な事項を定めるものである。

2. 協定の締結

本公募により選定された事業者はさいたま市と協議を行い、協定を締結した上で事業を実施する。

3. 事業概要

事業者は本市公共施設の用地等を活用し、事業者の費用負担によりEV充電設備の設置、維持管理及び運営を行う。また、さいたま市と事業者はEV充電設備の設置に関して当該用地等の貸付契約を締結し、事業者は市に貸付料を納付する。

なお、本事業を行うまでの詳細な要件は「さいたま市電気自動車充電設備導入事業仕様書（公募用）」（以下、「仕様書」という。）のとおりとする。

4. 公募スケジュール

	事項	期日等
1	公募開始・公募要領等の交付	令和7年10月20日（月）
2	質問の受付期限	令和7年11月5日（水）
3	質問の回答期限	令和7年11月7日（金）
4	応募書類の提出期限	令和7年11月13日（木）
5	プレゼンテーション通知	令和7年11月17日（月）を予定
6	プレゼンテーション、審査	令和7年11月21日（金）
7	審査結果通知	令和7年11月下旬を予定
8	協定締結	令和7年1月を予定

5. 応募資格

応募できる者は、次の要件を全て満たす法人又は複数の法人が共同する共同事業体とする。なお、共同事業体の場合は、全ての構成員が次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 市税その他の租税を滞納している者でないこと。
- (4) 本事業を実施する能力を有し、他の地方公共団体と同種の事業実績を有すること。

6. 質問の受付及び回答

本公募に関する質問は以下のとおり受付及び回答する。

(1) 質問方法

「質問書(様式1)」の質問欄に記載の上、電子メールで送信すること。また、メール送信後、電話による到達確認を行うこと。

(2) 電子メール送信及び到達確認先

電子メール：zerocarbon-suishinsenryaku@city.saitama.lg.jp

メール件名：事業者公募(EV充電設備)質問書【法人名】

到達確認先：048-829-1315／ゼロカーボン推進戦略課 エネルギー推進係

(3) 回答

受領した質問書(様式1)への回答は、期限までに質問者へ電子メールで回答書を送付する。

(4) 受付期限

「4. 公募スケジュール」のとおり。

7. 応募書類の提出

(1) 提出書類及び必要部数

ア 参加表明兼誓約書(様式2) 1部

イ 会社概要(任意様式) 1部

名称、代表者名、設立年月日、経歴、資本金、従業員、本店支店の所在地、業務内容等を記載したもの。記載事項を満たした会社パンフレット等による提出も可能とする。

ウ 企画提案書(任意様式) 10部及び電子データ(CD-R等) 1部

「8. 企画提案書の作成」のとおり。

エ 履歴事項全部証明書、印鑑証明書、各納税証明書 各1部

本市の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者が、本公募への参加を希望する場合のみ、提出日前3か月以内に取得した各証明書を提出すること。

(2) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る）により提出すること。

(3) 提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市 環境局 環境共生部 ゼロカーボン推進戦略課 エネルギー推進係

（さいたま市役所本庁舎7階）

(4) 提出期限

「4. 公募スケジュール」のとおり。

8. 企画提案書の作成

企画提案書は、本要領及び仕様書の内容を理解した上で、別紙1「評価基準」を踏まえ、A4用紙10枚以内にまとめて作成すること。なお、企業名、企業ロゴ、個人名等が特定でできる識別情報は記載しないこと。

9. 審査・選定

(1) 審査・選定方法

事業者の選定にあたり、「さいたま市電気自動車充電設備導入事業 事業者選定委員会」（以下、選定委員会という。）を設置する。

応募資格を満たし、市が参加を認めた者はプレゼンテーションを行い、選定委員会において審査した上で、最も評価が高かった者を事業者として選定する。

(2) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

(3) プrezentation

提出した企画提案書を使用して行うものとし、追加の資料配布や資料投影等は認めない。説明は15分以内とし、終了後、必要に応じて質疑を行う。

開始時間や会場等の詳細については、応募書類の提出期限の後、参加者へ電子メールで通知する。

(4) 審査結果の通知

参加した全員に対し、11月下旬を目途に電子メールで審査結果通知書を送付するほか、市ホームページにおいて結果を公表する。

10. その他の留意事項

(1) 「5. 応募資格」に掲げる資格のない者が応募書類を提出した場合、または応募書類

に虚偽の内容が記載されていた場合は、その応募者が提出した応募書類を無効とし、選定の対象外とする。

- (2) 提出された応募書類は返却しないものとする。
- (3) 本公募に参加する費用は、すべて応募者の負担とする。
- (4) 応募書類の提出後に辞退する場合は、辞退届(様式は任意)を提出すること。

<評価基準>

評価項目	評価の視点	配点
(1) 事業主体	事業継続性において安定した事業者であるか	20
	本事業（充電設備導入）と同種、類似の事業実績があるか	
	本公司の目的や費用負担をはじめとした公募要件を十分に理解できているか	
(2) 設置計画	充電設備導入において適切な実施体制がとられているか	15
	設置予定の充電設備の仕様、設置に向けたスケジュールは適切に計画されているか	
	公共施設からの電力供給を希望する場合に、受電設備の変圧容量や契約容量を考慮した、デマンドコントロール（充電器の出力制御）等の設計が見込まれているか	
(3) 維持管理	問い合わせや苦情、故障などに迅速に対応できる体制及び方法がとられているか	15
	市（施設管理者）へ負担をかけない仕組みとなっているか	
	利用状況（利用者数や利用回数、利用時間等）の把握・分析ができ、市へデータ提供可能な仕組みとなっているか	
(4) 利用方法 ・料金	設置場所や利用方法・料金などの周知方法は適切か	20
	決済方法をはじめ、利用者にとって利便性の高いシステムが構築されているか	
	適切な料金設定が計画されているか	
(5) 企画・提案	持続可能な充電インフラ環境の構築という観点に沿った設置方針（設置希望施設）となっているか	30
	市民サービスの点で優れた提案がされているか	
	充電設備の設置・運営以外にEVや充電設備普及のための取組を行っている、または行う提案はあるか	
	提案者の持つノウハウやネットワーク等を生かした、提案者ならではの魅力ある提案はあるか	

計 100 点